

農地転用における各種届出書・証明書提出書類

	書 類 名 称	各種届出書・証明書提出書類		
		農地転用 届出 (4条)	農地転用 権利移動 届出 (5条)	転用済証明 (4条・5 条)
1	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書	○		
2	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書		○	
3	農地転用済証明書			○
4	当該農地の登記事項証明書（全部事項証明書） ※1 ※閲覧サービスの写し不可	○	○	○
5	当該農地の過去の変遷が分かる書類			※2
6	住所の変遷（沿革）がわかる書類 ※1	※3	※3	※3
7	当該農地の住宅図（周辺見取図）	○	○	
8	当該農地の公図	○	○	
9	建物配置図・排水計画図（土地利用計画図等）	○（※4）	○（※4）	
10	委任状	※5	※5	※5
11	農地法第18条の解約通知書	※6	※6	
12	単独申請ができる場合に該当する旨を証する書面		※7	
13	承諾書 （他人の私道を通行する農地・他人の排水施設へ排水する転用等）	※4	※4	
14	遺産分割協議書の写し又は遺言書（遺贈の場合）の写し等	※8	※8	※8
15	被相続人の戸籍（除籍）全部事項証明書等 （出生から死亡に至るまで全て必要です。） ※1	※8	※8	※8
16	相続人全員の戸籍全部事項証明書 ※1	※8	※8	※8
17	相続人全員の印鑑登録証明書 ※1	※8	※8	※8

※1 公的機関発行の証明書類は、発行日から3か月以内の原本を提出してください。

※2 農地が分筆・合筆等により許可・受理当時と情報が異なる場合に必要となる場合があります。

※3 土地の登記（全部事項証明書）と所有者の現住所等が異なる場合に必要です。

※4 農地転用の内容により必要なものを提出してください。

無断転用の場合は、転用当時の書類があるなら提出してください。なければ提出不要です。

※5 代理人による申請の場合に必要です。

※6 該当農地に耕作権（賃借権）が設定されている場合に必要です。

※7 連署せずに申請する場合（競売、審判、調停など）に必要です。

※8 相続登記が未済の場合に必要です。15, 16, 17は法務局が発行する法定相続情報一覧に代えることができます。